

## 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(1月分)

## 受付件数

- 平成26年1月の受付件数は、11件。  
(当月までの累計は、129件。)

## 相談者の属性

- 相談者は、下請建設業者が7件と最も多かった。  
(当月までの累計は、元請建設業者が46件と最も多かった。)

## 1月の相談内容

## &lt;主な相談内容&gt;

## (元請に対する相談)

- ・ 今後は社会保険料を支払いたいと思ひ、元請に法定福利費を含む現場管理費の増額を要求したところ、拒否された。元請とは長い付き合いがあり、従来からの単価で常雇精算(人数×単価)をしているので見積書を提出していない。【下請】
- ・ 平成24年国交省発注工事において、労務単価の上昇分の増額を元請に相談したが無理と言われた。新労務単価の対象外であることは承知しているが、先日、太田大臣の「既に契約済の工事にも適用する。」との発言が新聞に掲載されていたので、どのようなになるかお聞きしたい。【下請】

## (行政に対する意見)

- ・ 主に二次、三次下請をしている。労務単価が上がっても、工事の単価自体は下がっている。ここ数カ月は、いくら営業をしても仕事が取れない。そればかりか、営業先からは「人工で18,000円の仕事ならある。」という回答で今やそういう仕事ばかりである。上がった労務単価分は、元請や一次下請が取っていて、二次下請以下は逆に以前より労務単価が下がっている。【下請】
- ・ 機械器具設置工事を施工することが多いが、現場の労働者の賃金は上がるどころかむしろ下がっているとの実感を持っている。平成25年夏頃には、人工22,000円～25,000円だったのが最近では18,000円になっている。労務単価が上がっても、元々の工事代金が低いこと、元請がため込んでいること、一次下請が社会保険加入の費用にしてしまうことなどから二次下請以下へ行き渡っていないと思っている。【下請】

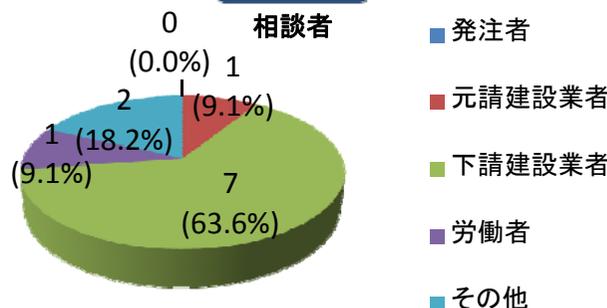
## (新労務単価等に関する照会)

- ・ 2月から公共工事設計労務単価が引き上げられると報道されているが、既に施工している工事については見直しは適用されるのか。【不明】

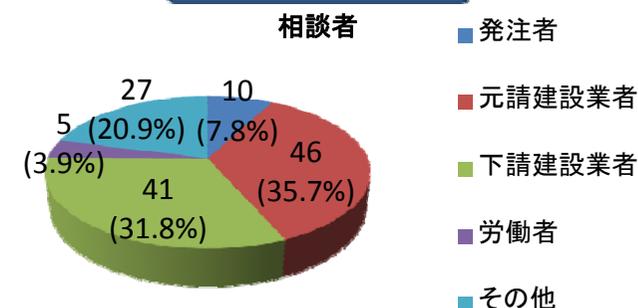
北海道ブロック	東北ブロック	関東ブロック	北陸ブロック	中部ブロック	近畿ブロック	中国ブロック	四国ブロック	九州ブロック	沖縄ブロック
1(6)	0(3)	5(59)	0(3)	2(18)	2(16)	0(3)	1(3)	0(17)	0(1)

※( )は、当月までの累計

## 1月



## 当月までの累計



発注者に対する相談	1(30)
元請に対する相談	3(16)
下請に対する相談	1( 3)
行政に対する意見	2(20)
新労務単価等に関する照会	4(54)
適正取引についての相談	0( 2)
その他	0( 4)

※( )は、当月までの累計

※【 】は、相談者の属性

# 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

～ 適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて～



国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。

これを受けて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて取り組むこととなりました。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間** 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**国 土 交 通 省**  
建設業法令遵守推進本部

# 「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」では、主に国土交通大臣許可業者が関連する、以下の情報を受け付けさせていただきます。

## 今回の公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

### ◆取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報の例

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押し付け、その額で下請契約を締結した。
- ・元請負人と下請負人間で、労務単価の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後に元請負人が労務単価を一方向的に決定した。

〔※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、ウェブ検索で国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。〕



## その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態について、関連する情報をお寄せ下さい。

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承ください。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収をするかどうかの判断をします。

下記に示すような、できる限り詳細な情報提供をお願いします。

#### ◆情報を提供される方の氏名、住所

※情報を提供された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。

#### ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等

#### ◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等

なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に「建設業法令遵守推進本部」に提出等のご協力を願います。

また、いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承ください。

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への通話料は、発信者の負担となります。

E-mail : [shinromutanka-fsd@mlit.go.jp](mailto:shinromutanka-fsd@mlit.go.jp)

<公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査の方法や内容等の問い合わせ先は、ホームページをご覧ください。>

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)